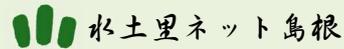


しまねの土地改良だより

平成26年6月1日発行(第39号)



水と里ネット島根

■監事会・監査を実施 =平成25年度決算監査=

5月30日県土連において、石倉代表監事、勝部監事、秋田監事の3名が出席し、平成26年度第1回監事会及び平成25年度会計の決算監査が実施されました。

監事会では、石倉代表監事が「本日は、平成25年度会計の収支決算が取りまとめられたので、その結果を中心に監査を実施します。また、今回の監事会から3月の通常総会で監事に選出された秋田監事を加え新たな体制で臨むことになりました。県土連の運営は農業農村整備関係予算の削減等に伴う受託業務の減少や職員の減少などにより依然として厳しい状況ではありますが、今後とも健全な会務運営のために、より一層のご支援、ご協力をお願いします。」と挨拶。その後、今年度の監査の実施計画について協議が行われ上期・下期の2回の監査を実施することが決定されました。引き続き行われた監査では、事務局から平成25年度事業や収支決算等の報告が行われいずれも承認されました。また、会計諸帳簿や証拠書類の精査が行われ、いずれも適正に処理されており正当であると認められました。

なお、3月の通常総会で承認いただいた平成25年度補正予算では、財政調整積立金8百万円の取崩しを予定しておりますが、受託事業収入の増により積立金の取り崩しを行わないこととしました。

収支決算の詳細につきましては、6月下旬から8月上旬に開催を予定しています「県土連管内別事業説明会」でご報告いたします。

《平成25年度一般会計収支決算》

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)
1 当期収入	624,831,000	633,069,543
2 前期繰越収支差額	16,707,000	16,707,083
3 収入合計	641,538,000	649,776,626
4 当期支出	641,538,000	632,888,497
5 当期収支差額	△ 16,707,000	181,046
6 次期繰越収支差額	0	16,888,129

・監事会・監査を実施	1
・新会長に長崎泰樹県土連専務理事を選任	2
・今年度の活動計画などについて審議	2
・農家負担金軽減のために!	3
・田んぼの学校がスタート	3
・ルーラル・ミーティング開催のお知らせ	4
・今後の主な予定	4

■新会長に長崎泰樹県土連専務理事を選任 =島根県農村災害支援協議会総会=

農業土木に係わりのある国、県、市町村などの技術者らで組織する島根県農村災害支援協議会(田中修会長)の平成26年度総会が5月16日松江市の島根県土地改良会館で、約60名の会員が出席して開催されました。

協議会は、会員のボランティアにより災害発生時の迅速な災害復旧支援などを目的として平成19年度に設立され、4月末現在の会員数は101名となっています。



総会の様子=島根県土地改良会館

当日は、平成25年度事業及び決算報告、今年度の事業計画及び予算などが審議され、会員市町村への支援や防災・減災に向けた活動を今後も積極的に実施していくことなど、提出された6議案のいずれも原案どおり承認されました。また、現会長の田中修氏(前県土連専務理事)、副会長の石原一志氏(県中央土整備事務所長)からの辞任の申し出に伴う役員改選が行われ、新会長に長崎泰樹県土連専務理事、新副会長に高橋裕司島根県農地整備課長が全会一致で選任されました。

議事終了後には、島根県農地整備課三島防災グループリーダーから、平成25年度の災害査定結果、平成26年度災害関係の県及び県土連からの職員派遣、10月16・17日に松江市で開催される「2014 ため池フォーラムinご縁の国しまね」の開催概要などについて報告がありました。

当日、審議・承認された議案は以下のとおりです。

- 第1号議案 平成25年度事業報告について
- 第2号議案 平成25年度決算報告について
- 第3号議案 役員を選任について
- 第4号議案 平成26年度事業計画(案)について
- 第5号議案 会費の徴収について
- 第6号議案 平成26年度会計収入支出予算(案)について

◆県土連では、3市町の災害復旧業務支援のため3名の職員を派遣しています。

- ・派遣先…江津市・邑南町・津和野町(各1名)
- ・派遣期間…平成26年4月1日～平成27年3月31日

■今年度の活動計画などについて審議 =島根県農業農村整備推進協議会幹事会=

県内19市町村で組織する島根県農業農村整備推進協議会(会長 長岡秀人出雲市長)の平成26年度第1回幹事会が5月16日松江市の島根県土地改良会館で開催されました。

会議では、事務局から今年度の活動計画(案)として

- ①「ルーラル・ミーティング」の開催…7月14日(月)午後2時から(雲南市)
- ②「農林水産省との意見交換会」の開催…10月21日(火)午後4時から(農林水産省)
- ③「第18回しまねの農村フォトコンテスト」の後援
- ④ 農業農村整備事業関係機関に対する「要望・提案活動」の実施

について提案があり、いずれも原案どおり承認されました。

協議会では、農業農村の活性化に繋がる活動を今後とも積極的に行ってまいりますので、今後とも、会員の皆様方のご協力をお願いします。

■ 農家負担金軽減のために！ = 農家負担金軽減支援対策事業 =

土地改良事業の負担金償還の軽減を図る事業として農家負担金軽減支援対策事業があります。その中で、経営安定対策基盤整備緊急支援事業と水田・畑作経営所得安定対策等支援事業は、現在、新規採択が可能です。

本年度事業拡充された農家負担金軽減支援対策事業では、経営安定対策基盤整備緊急支援事業の事業実施期間が5年間延長され平成32年度までとなりました。また、人・農地プランの取組と連携するため、経営の複合化(耕地利用率)を要件として選択できるようにし、これまで水田整備に偏りがちだった利子助成事業の対象範囲が畑地整備、水路施設整備等に拡大されました。

水田・畑作経営安定対策等支援事業は、担い手への農地利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、農家負担金の5/6に相当する額を全国土地改良事業団体連合会が経営所得安定対策等支援資金として無利子融資するものです。

【事業概要】

	経営安定対策基盤整備緊急支援事業	水田・畑作経営所得安定対策等支援事業
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">利子助成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定期間： 平成21年度～30年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業実施期間： 平成21年度～32年度</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無利子貸付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">認定期間： 平成19年度～27年度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業実施期間： 平成19年度～</div> </div>
事業内容	水田・畑作経営所得安定対策加入者等の担い手への農地利用集積等に取り組み地域において農地利用集積率や耕地利用率等の増加が確実と見込まれる場合、事業地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る各年度の償還利子相当額を助成金として交付します。	水田・畑作経営所得安定対策の導入などの力強い農業構造の実現を支援するため、水田・畑作経営所得安定対策加入者等の担い手への農地利用集積率の増加が見込まれる地区に対して、農家負担金の5/6に相当する額を全土連が経営所得安定対策等支援資金として無利子融資します。
対象となる負担金	(1) 国営土地改良事業の受益者負担金 (2) 水資源機構営事業の受益者負担金 (3) 森林総合研究所営事業の受益者負担金 (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金 (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるために借り入れた受益者負担金に係る償還金 ※無利子貸付制度を既に適用している土地改良事業等は対象外	(1) 国営土地改良事業の受益者負担金 (2) 水資源機構営事業の受益者負担金 (3) 森林総合研究所営事業の受益者負担金 (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金 (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるために借り入れた受益者負担金に係る償還金 ※無利子貸付制度を既に適用している土地改良事業等は対象外
採択要件	(1) 経営所得安定対策加入者等の担い手への集積要件について①～④のいずれかに該当すること。 ①緊急支援計画定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加。 ②緊急支援計画定める目標年度までに、担い手農地集約化率が一定の割合で増加。 ③緊急支援計画定める目標年度までに、担い手数15%以上増加。 ④緊急支援計画定める目標年度までに、耕地利用率が一定の割合で増加。 (2) 農家負担の要件について、以下のいずれかに該当すること。 ①当該地域の土地改良事業等の農家負担率が一定の割合以上であること。 ②当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算総償還額が87,000円/10a以上若しくは1,470,000円/戸以上。 (3) 当該地域において、人・農地プランを作成していること又は作成することが確実と見込まれること	平成6年度以降採択の土地改良事業等であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに担い手農地利用集積率が一定の割合で増加。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●貸付条件</p> <p>貸付限度額： 農家負担金の5/6相当額</p> <p>償還期限： 25年以内（うち据置期間10年以内）</p> <p>貸付利率： 無利子</p> </div>

【本会相談窓口】 指導支援担当 錦織 (Tel. 0852-32-4141)

■ 田んぼの学校がスタート = 雲南市・山王寺 =

5月25日雲南市大東町山王寺で、田んぼの学校のスタートとなる復田作業が行われ、地元やボランティアなど30名が参加しました。この作業は6月1日に開催される「田んぼの学校＝田植えコース＝」に備え、農地の草刈りや代掻きなどが行われたもので、強い日差しが照りつける中での作業となりました。田んぼの学校は、平成18年から地元で組織する山王寺本郷棚田実行委員会が主催し、田植えや稲刈りなどのイベントを年間をとおして行っており、毎回、県内外から多くの参加者を得て開催されています。

■ ルーラル・ミーティング開催のお知らせ = 7月14日・雲南市 =

島根県農業農村整備推進協議会（会長・長岡秀人出雲市長）主催の「ルーラル・ミーティング in しまね(H26)」が7月14日(月)14時から、雲南市のチェリヴァホールで開催されます。

推進協議会では、県内の農業農村整備事業に係る諸課題の中から特定のテーマを設定し、関係者や一般市民を対象に意見交換を実施しています。今年は「中山間地域を守るために」をテーマに雲南市で開催しますので多数のご参加をお待ちしています。

《開催概要》

開催日時 7月14日(月) 14時～17時30分

開催場所 雲南市木次経済文化会館 チェリヴァホール（雲南市木次町里方55）

スケジュール

- 10:30 現地視察 ・和野ほ場（雲南北地区中山間地域総合整備事業）
・山王寺棚田（日本の棚田百選）
- 14:00 開 会
- 14:05 講演 演題「中山間地域の農業・農村の振興について(仮)」
講師 松永桂子（大阪市立大学大学院准教授、食料・農業・農村政策審議会委員）
- 15:05 話題提供 「(農)槻之屋ヒーリング 齊藤文隆・浜田市農業委員 佐々木京子」
- 15:35 情報提供 「農業・農村政策について」農林水産省
- 16:20 パネルディスカッション
- 17:30 閉 会

■ 今後の主な予定

- 6月 1日(日) 第17回しまねの農村景観フォトコンテスト入賞作品表彰式（益田市・グラントリ）
※入賞作品展示・・・6月16日～27日（浜田合同庁舎県民室）
- 6月 1日(日) 田んぼの学校「田植えコース」（雲南市・山王寺）
- 6月16日(月) 都道府県土地改良事業団体連合会事務責任者研修会（東京都）
- 6月25日(水) 中国四国土地改良事業団体連合会協議会総会（愛媛県）



水土里ネット島根（島根県土地改良事業団体連合会）

〒690-0876 島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 TEL 0852-32-4141
ホームページ<http://www.shimanedoren.or.jp/> メールsmndoren@shimanedoren.or.jp